

255

特命随意契約理由書

件 名	一番町児童館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町児童館の清掃・設備管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 2 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 2 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和 3 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 富士建物管理株式会社 東京支店 住 所 東京都千代田区岩本町三丁目 2 番 2 号千代田岩本ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	13,544,960 円 (消費税を含む) <small>※公表契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

255

件 名	一番町集会室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町集会室の日常清掃、定期清掃、ガラス・換気扇清掃及び、ねずみ・昆虫等の防除業務
選 定 理 由	下記業者は、平成15年12月千代田区建物管理委託運用指針(平成19年12月改訂)に基づき、令和2年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和2年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件、同金額で、令和3年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 富士建物管理株式会社 東京支店 住 所 東京都千代田区岩本町3丁目2番2号 千代田岩本ビル8階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	514,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部 麻町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	医務薬事統合システムの保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所における医務薬事統合システムが正常に利用できる ように運用保守業務を行う。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成 27 年度 (平成 27 年 1 月 28 日付 26 千保生衛発第 458 号 平成 27 年度開始)</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号</p> <p>3. 繼続年数 6 年</p> <p>4. 評価 良好な業務成績のため</p> <p>5. 更新 令和元年 12 月 17 日付 31 千指業委第 13 号「指名業者選定委員会」承認</p> <p>継続 7 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 3 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 日本コンピューター株式会社 東京営業所</p> <p>住 所 埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-42-5 太陽生命大宮ビル 5F</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,502,688 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

342

件 名	リユース食器・分別ごみ容器の配送・洗浄・保管業務及びリユース食器の貸貸借
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （貸貸借）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区の環境への取り組みをPRするため、カップ、皿、どんぶり、箸などのリユース食器・分別ごみ容器を指定の日時・場所に配送し、利用後の食器等を洗浄、保管する。 また、行事等の重複により、区保有の食器が不足する場合は、臨時にリユース食器を貸貸する。
選 定 理 由	祭礼のように一度に大量の貸し出しが必要な規模の行事もあるため、区で扱う品目について、一定程度の在庫を有する必要がある。 しかも貸し出し品目中、箸を取り扱っているのは、現在、下記事業者のみである。 当該事業者は、自社のリユース食器の配送・洗浄に加え、自社以外のリユース食器の保管業務も行っているため、箸を含め、必要な数のリユース食器を貸し出すことができる。加えて、「リユース食器ネットワーク」に加入する、23区内に事業所を有する唯一の事業者であることから、輸送に係る環境負荷を軽減できる。 以上の理由により、下記事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 (特非) 社会資源再生協議会 住 所 東京都中野区本町3-1-4
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,291,530 円 (消費税を含む) <u>*準備 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

155

件 名	ポンプ所保守点検業務 (第806号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	西神田仮排水機所の排水設備機器保守点検及び非常時の運転管理
選定理由	1. 設置 昭和59年 2. 本案件の保守対象機器は、(株)クボタが製作施工した機器である。 3. 本業務における機器、設備の維持管理で、設備の維持管理業務について、この機器の設計製作詳細内容(機器内部構造等機密部分詳細図面)及び点検業務に伴う数値資料等が、(株)クボタ及びメンテナンス部門を継承しているクボタ機工(株)以外に、保持されていないため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。以上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名： クボタ機工株式会社東京支店 所在地： 中央区日本橋本石町三丁目3番10号 ダイワビル3階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	総額 4,837,635 円 (消費税を含む) 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年 4月 1日 から 令和4年 3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

420

特命随意契約理由書

件 名	フレイル予防講座等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	加齢に伴う心身状態の低下が進行しフレイル（虚弱）状態になって要介護になる危険性が高まることに対し、改善に取り組む意欲のある60歳以上の区民に対してフレイル予防に効果のあるプログラムを実施し予防の重要性と継続の重要性を啓発する。 また、オンラインツールを活用した講座に参加してもらうことで、電子機器の操作に慣れ、日常生活の中で有意義な情報獲得ができるこ ^ト を目指す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成31年度 (令和元年7月2日 31千保在支発第212号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 2年 4 評 価 良好的な業務成績のため 令和2年度で継続2年目であり、評価は良好なため、令和3年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 日本健康寿命延伸協会 住 所 東京都板橋区大山東町45番2号 1階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	総額 5652,080 円 (消費税を含む) 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

1/22 理由

420

特命随意契約理由書

件 名	フレイル予防講座等実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託、その他）
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	加齢に伴う心身状態の低下が進行しフレイル（虚弱）状態になって要介護になる危険性が高まることに対し、改善に取り組む意欲のある60歳以上の区民に対してフレイル予防に効果のあるプログラムを実施し予防の重要性と継続の重要性を啓発する。 また、オンラインツールを活用した講座に参加してもらうことで、電子機器の操作に慣れ、日常生活の中で有意義な情報獲得ができるこ ^ト を目指す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成31年度 (令和元年7月2日 31千保在支発第212号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 2年 4 評 価 良好的な業務成績のため 令和2年度で継続2年目であり、評価は良好なため、令和3年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般社団法人 日本健康寿命延伸協会 住 所 東京都板橋区大山東町45番2号 1階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	総額 5652,080 円 (消費税を含む) 単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

1/22 理由

特命随意契約理由書

260

件 名	ふれあい会館清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	ふれあい会館の清掃業務の委託
選定理由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 2 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 2 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士建物管理株式会社 住 所 東京都千代田区岩本町三丁目 2 番 2 号 千代田岩本町ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	935,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

160

特命随意契約理由書

件 名	バリアフリーマップ作成及び職員研修実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者や障害者等の社会活動への積極的な参加を目的とし、区内の歩道状況等の情報を提供するため、バリアフリーマップの日本語版を作成・更新する。 また、区職員を対象とした歩道状況等の情報収集を研修として実施し、バリアフリー社会実現の必要性について理解促進に努める。
選 定 理 由	本業務で作成するバリアフリーマップは、平成 25 年度から下記法人が実地計測・調査を行って作成しており、道路の傾斜や幅等まで掲載している地図はほかにはない特徴である。 また、実地踏査による地図情報の収集ノウハウを職員研修に活用でき、さらに研修で収集した歩道状況等の情報をバリアフリーマップの作成・更新に活かすことができるのは、下記事業者に限られる。 掲載情報の更新は、地図情報の特許権や著作権、その他排他的権利を有する下記法人にのみ行える業務である。 以上の理由により下記法人を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人リープ・ウィズ・ドリーム 住 所 東京都千代田区外神田三丁目 5 番 13 号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,995,988 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

304

件 名	デジタル複合機・プリンタの複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品（物品）委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LANプリンタおよび複合機が常時正常な状態で使用できるよう、全庁 LANプリンタ（DocuPrint 3000・P450d）及び複合機（ApeosPort-IV C7785・C5585）の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選定理由	<p>本件は、平成 29 年 5 月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定したものである。</p> <p>本機器の耐用年数は、製造より概ね 5 年と設定しているため、入札条件に契約の継続可能としている。</p> <p>令和 3 年度は 5 年目であり、金額・使用条件その他の事項についても前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社</p> <p>住 所 江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	49,973,900 円（消費税を含む） <small>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	IT 推進課
根拠規程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

304

件 名	デジタル複合機の複写等サービス業務（千代田会館）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品（物品）委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LANプリンタおよび複合機が常時正常な状態で使用できるよう、複合機（ApeosPort-IV C5585）の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選定理由	<p>本庁及び庁外拠点の複合機及びプリンタは、平成29年5月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定し、利用している。</p> <p>金額・使用条件その他の事項についても本区の他の複合機と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社</p> <p>住 所 江東区豊洲2丁目2番1号</p>
※ 契約年月日	令和3年4月(日)
※ 契約金額	1,013,100 <small>※参考価格契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	I T推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

364

件 名	車いす対応用複合機の複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品（物品）・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	全庁 LANプリンタ及び複合機として設置する本庁舎 3F 障害者福祉課の複合機が常時正常な状態で使用できるよう、消耗品の供給等を行う。
選 定 理 由	<p>本庁及び庁外拠点の複合機及びプリンタの複写等サービス業務は、平成 29 年 5 月供用開始の競争入札により下記の事業者に決定した。契約は、耐用年数と同じ、5 年継続としているため、特命随意契約を締結している。</p> <p>金額・使用条件その他の事項についても本区の他の複合機と同条件での提供とし、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社</p> <p>住 所 江東区豊洲 2 丁目 2 番 1 号</p>
契約年月日	令和 3 年 午 月 1 日
契約金額	785,400 円（消費税を含む）※ 総額単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	I T 推進課
根 抱 規 程	地方自治法施行例第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

304

件 名	デジタル複合機の複写等サービス業務（第 808 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	土木工事設計業務を円滑に執行するよう、デジタル複合機の設置、消耗品の供給、機器の点検修理等を行う。
選定理由	本件は、令和元年 10 月供用開始より、下記の事業者に決定したものです。 令和 3 年度は 3 年目であり、使用条件その他の事項について前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 住 所 東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
※契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※契約金額	577,995 円 (消費税を含む) <small>※総額単位 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契約期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

304

件 名	カラー複合機の複写等サービス業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品（物品） 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	カラー複合機が常時正常な状態で使用できるよう、九段中等教育学校複合機（DocuCenter-VI C7771）の消耗品の供給・機器の点検修理等を行う。
選 定 理 由	<p>本件は、平成30年4月供用開始の競争入札により下記の事業者を決定したものである。</p> <p>本機器の耐用年数は、製造より概ね5年と設定しているため、入札金額は5年間の価格を想定している。</p> <p>令和3年度は4年目であり、金額・使用条件その他の事項についても前年度と同条件で提供でき、機器の保守・運用は密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないものである。</p> <p>以上の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社</p> <p>住 所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	705,870 円（消費税を含む） ※ 営業 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行例第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

310

特命随意契約理由書

件 名	ちよだエコ・オフィス町内会古紙回収業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルの推進とごみの減量化を図るため、区立小・中学校及び区立幼稚園における古紙回収の委託を行う。
選定理由	<p>エコ・オフィス町内会（以下「オフィス町内会」という）は、共同回収事業を運営する非営利団体として1991年に設立された。当時、特定非営利活動促進法（NPO法）が存在していなかったこともあり、オフィス町内会は法人とはなっていない。</p> <p>この事業は、「①古紙排出企業側は、古紙を廃棄物として処分する費用よりも安価に回収してもらうことができる。②回収会社は、古紙相場に左右されずに固定的な収入を得られるので、経営が安定すること。③オフィス町内会事務局は経費を会員からの収入で賄うことにより、活動の継続性を確保することができる。」の3つの経済性と、オフィス町内会の仕組みにより運営を継続することができ、また、環境保護といえども、関係者の経費の負担が続くような仕組みでは、長期にわたって活動を継続することはできないと考え開始されたものである。</p> <p>オフィス町内会の千代田区の事務局代理は下記事業者であり、オフィス町内会の会員として回収を行っている唯一の事業者である。また、区では、区内の環境リサイクル事業として、この活動を推進・支援している。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 新井商店 住 所 東京都足立区北加平町8-26
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,551,660 円（消費税を含む） ※ 年間契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

316

特命随意契約理由書

件 名	区内事業者訪問サポート業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上が落ち込む区内事業者を応援するため、区内事業者に対し、経営に関する相談、補助金に関する相談、融資に関する相談等の訪問サポートを行う。</p> <p>また、飲食店に対しては、店舗側の要望に応じ、区内で地域貢献活動の一環として運営されている飲食店紹介サイトへの掲載を支援する。</p>
選 定 理 由	<p>区内事業者が抱える悩みは多種多様であり、IT・マーケティング・コンサルティング等に関する専門的な支援をする必要がある。下記法人は、事業目的を果たすために求められるスキルを有する中小企業診断士によって組織された団体であり、中小企業者のための無料経営相談の相談員の委嘱先となっている団体である。</p> <p>区内的地域特性のみならず、区内商工関係者との信頼関係などの土壤があり、区内事業者を対象とする本事業を効果的に推進できるとともに、過去にも区内において中小ビル実態調査や、商店街振興組合の決算分析業務等の受託実績もある。なお、下記業者は、「テイクアウト・デリバリー実施店舗紹介サイト支援及び区内飲食店訪問サポート業務」(契約日：令和2年5月25日)を受託した事業者であり、その業務評価は良好である。</p> <p>以上の理由により、本件業務について、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 一般社団法人 ちよだ中小企業経営支援協会 住 所 千代田区神田錦町三丁目21番地</p>
※ 契約年月日	令和 2 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,960,000 <small>※ 3,960,000 円 (消費税を含む) 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

316

特命随意契約理由書

件 名	新型コロナウイルス感染症拡大に伴うセーフティネット保証等認定申請窓口に係る業務
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>新型コロナウイルス感染症の収束が依然として見えず、中小企業の経営環境は厳しい状況に置かれたままとなっている。この対応のため、経済産業大臣が、中小企業信用保険法第2条に基づくセーフティネット保証及び危機関連保証の認定を発動し、現時点でも引き続き実施しているところである。また、区としても区内中小企業者の資金繰りを支援するため、2つの特別資金を設け、融資あっせん等を行っている。</p> <p>この認定業務及び商工融資あっせんの受付及び相談業務の支援を委託するものである。</p>
選 定 理 由	<p>本件業務は、令和2年度に特命随意契約により下記業者が受託したものである。</p> <p>依然として認定申請を行う中小企業事業者や融資の申し込み者が窓口に途切れず来訪している状況となっている。これらに対応するとともに、経営に関する相談に適切に対応するため、専門的知識を有する中小企業診断士を引き続き配置し、認定申請受付業務・融資受付及び相談業務等に対応する必要がある。</p> <p>下記業者は、区の中小企業者の無料経営相談業務のために中小企業診断士を配置し、千代田区内の中小企業の実態に精通しており、一定数の中小企業診断士を速やかに調整、配置し、業務に対応しうる千代田区内の唯一の団体である。なお、令和2年度の業務評価は良好である。</p> <p>以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>社 名 : 一般社団法人 ちよだ中小企業経営支援協会</p> <p>住 所 : 東京都千代田区神田錦町三丁目21番地 ちよだプラットフォームスクエア 1215</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	10,648,000 円 (消費税を含む) <small>* 割合 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に

特命随意契約理由書

303

件 名	シルバートレーニングスタジオ運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>区内の高齢者を対象に、参加者が運動機能等の維持改善を図る方法を身につけ、在宅でも体力維持を行い、住み慣れた地域において自立した生活を送れるように運動指導や情報発信等を行う。</p> <p>また、自主グループ作りの支援等を行い、業務終了後も参加者が継続して自主的に介護予防に取り組めることを目指す。</p>
選定理由	<p>千代田区社会福祉協議会は、地域福祉推進を目的とする団体として社会福祉法第109条に規定された区内唯一の法人であり、これまで各種関連機関と連携しながら、地域住民のニーズや困りごとに対する支援活動を継続的に行ってきました。</p> <p>また、トレーニング機器を備えた、区立高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」の指定管理者として施設運営等に携わるとともに、地域の高齢者の状況も把握している。</p> <p>さらに、生活支援体制整備事業や介護保険サポート・ポイント制度運営業務等を受託し、厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに基づく生活支援コーディネーターを配置するなど、地域生活支援の中核的役割を担っていることから高齢者向け講座等の実施も可能である。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会</p> <p>住 所：東京都千代田区九段南1丁目6番10号 4階</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	13,005,000円 <u>※総額未定</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課

特命随意契約理由書

346

件 名	シェレッダーの賃借（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区役所本庁舎等で扱う大量の機密文書等を細断処理するため、各種 シェレッダーを賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり、契約期 間を1年延長する。
選 定 理 由	1 導入 平成28年度入札 平成28年4月1日から令和3年3月 31日までの長期継続契約、今年度末に契約満了に伴う再リース。 2 現在使用している機器は5年リースを条件として平成28年に導 入したものであるが、機能の追加、変更等を必要としないため継続 使用に問題はないことに加え、賃借期間を1年延長しても使用に耐 えられることが見込まれることから、再リース契約を締結する。 3 リース金額は、当初額の約3割となるため、費用対効果の観点に おいて妥当であり、経費節減が確保でき、有利と認められる。 上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日通商事株式会社東京支店 住 所 東京都港区海岸一丁目14番22号
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	597,960 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部 総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

301

件 名	ごみ収集業務等に係る労働者の派遣
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ等の収集、狭小路地引き出し、その他関連・付帯する業務に係る労働者の派遣を委託する。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成30年度 (平成31年1月24日付30千環千清発第715号 平成31年度開始)</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号</p> <p>3. 繼続年数 3年</p> <p>4. 評 価 良好な業務成績のため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 三幸コミュニティマネジメント 住 所 東京都板橋区中丸町51-10 BROOKS 中丸7階
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	43,794,885円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

300

件 名	ケーブルテレビでの千代田区映像広報の放映
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和3年度制作の映像広報及び過去制作の映像広報を、毎日2回、千代田区地域で視聴可能なテレビ放映を行う。
選定理由	本業務は、千代田区民の視聴機会の拡大を目的としている。 現在、千代田区内をエリアとして視聴可能かつ最小の経費でテレビ放映を運営する事業者であり、テレビ広報番組の放映委託に関しての覚書に基づく事業であるため、1者に特定される。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京ケーブルネットワーク株式会社 住 所 東京都文京区後楽1-1-7 グラスシティ後楽5階
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	7,678,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 広報広聴課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

405

件 名	ガスコーチェネレーション保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校、麹町中学校、神田一橋中学校、麹町保育園に設置されたガスコーチェネレーション（ジェネライト）保守点検業務
選 定 理 由	1. 各施設の機器、設備は、下記事業者が設置したものである。 2. 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。また、ガス機器の安全性確保のため、取扱いにあたっては特に専門的な技術を要する。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する
契約の相手方	名 称 東京瓦斯株式会社 都市エネルギー事業部 住 所 港区海岸1-5-20
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,513,859 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

509

特命随意契約理由書

件 名	お茶の水小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	<p>実施場所であるお茶の水小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。</p> <p>放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。また、業務成績は良好である。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社エデュケーションネットワーク 住 所 千代田区富士見二丁目 11 番 11 号
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 / 日
※ 契約金額	22,867,900 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 <small>※契約のため、契約金額は支出限度額</small>
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

211

件名	お茶の水小学校 樹木（ウメノキ・サトウカエデ）及び接ぎ木苗（ウメノキ）管理業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	お茶の水小学校・幼稚園は、老朽化が進んだ小学校校舎の機能更新を図るとともに、錦華公園内にある幼稚園仮園舎を取り込み、地域の防災拠点や地域コミュニティの核としての役割を踏まえた施設整備を進めている。 令和元年10月からは解体工事に着手、記念碑や樹木の移設を行った。樹木の移設に際しては、枯損の場合に備え接ぎ木用穂の採取を実施し維持管理を行っている。
選定理由	本件は、お茶の水小学校改築に伴う移設樹木（ウメノキ・サトウカエデ）及び接ぎ木苗（ウメノキ）維持管理を行うもので、校舎完成まで安定した環境での生育が必要である。 下記事業者は、平成30年度入札手続きにより「ウメノキ根回し作業及び接ぎ穂採取並びに接ぎ木苗維持管理」業務を受託、続いて令和元年度「樹木（ウメノキ）移設作業及び管理業務」、令和2年度「樹木（ウメノキ）及び接ぎ木苗管理業務」を受託した業者であり、本件樹木を自社管理しているため、本業務を委託できる唯一の業者である。以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 富士植木 住所 東京都千代田区九段南四丁目1番9号
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,243,000円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

423

特命随意契約理由書

件 名	インターネット行政情報サービス（iJAMP）の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	LGWAN-ASP により配信する行政情報サービスを区職員の PC 端末から利用できるようにし、区の事務事業の推進、政策立案等に役立てる。
選 定 理 由	<p>本契約を履行するためには、以下の条件を満たす必要がある。</p> <p>① 中央官庁の事業等に関する情報について、結果のみならず政策の過程も提供できること。</p> <p>② LGWAN-ASP により配信する行政に関する情報サービスであること。</p> <p>③ 行政に携わる者を対象として取材・編集をした専門的な情報であること。</p> <p>④ 画面構成や優れた操作性によって扱いやすく、庁内職員が操作に習熟し、業務に必要な情報を得ている。</p> <p>各条件を満たすものが複数が存在するが、すべての条件を満たすものが特定されるものである。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 時事通信社</p> <p>住 所 東京都中央区銀座 5-15-8</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,263,900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

368

件 名	いづみこども園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	いづみこども園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選定理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 平成29年度（平成30年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 3年 4. 評価 良好のため 5. 更新 令和2年9月10日「指名業者選定委員会」承認 6. 通算4年目であり、評価も良好なため、引き続き下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	<p>所在地 東京都港区赤坂二丁目23番1号</p> <p>会社名 株式会社メフォス</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	24,119,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

489

件 名	いづみこども園英語クラブ実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立いづみこども園における英語活動の振興を図り、国際教育の推進に資するため、英語を母国語とする外国人講師を来園させ、英語活動の指導にあたる。
選定理由	区立こども園は幼稚園の認可を受けた施設であり、その在園児においても、区立幼稚園と同等の外国語教育を受けることが望ましい。下記事業者は、指導課が区立幼稚園等の在園児を対象として実施している「外国語教育活動指導のための外国人講師派遣業務」について、令和2年度にプロポーザル方式で選定された業者である。幼稚園における教育内容と同等の指導を受けることができるため、下記事業者を本契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ハートコーポレイション首都圏 住 所 中央区東日本橋 3-8-1-903
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	192,000 円 (消費税を含む) <u>※単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

148

件 名	アスベスト含有分析調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	建設リサイクル法に基づく建築物の解体工事の届出のあった建築物について、アスベスト含有の有無を、サンプル採取後原則 24 時間以内に、JIS A 1481-1（定性分析）に基づく方法によって判定し、区に迅速に報告する。また、アスベストの含有分析の結果、含有分析を検出した場合は、さらに JIS A 1481-4（定量分析）に基づく方法により分析結果の報告を行う。
選定理由	本件業務を実施するには、下記の条件を満たす必要がある。 ① 区がアスベスト含有分析調査依頼をして、サンプル採取後 24 時間以内に JIS A 1481-1 に基づく方法によるアスベスト含有の有無の判定を行うこと。 ② 受託業者は、区内又は隣接区に立地し、実際に分析ができる場所と有資格作業者を複数人有していること。 ③ 含有が確認された場合は、引き続き JIS A 1481-4 に基づく方法により含有量の定量分析を行うため、早期に事業者へ報告できる体制があること。 上記の、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが 1 者に特定されるものである。以上のことから、下記の事業者を、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 アースアプレイザル 住 所 千代田区神田淡路町 2-4-6 F&F ロイヤルビル 4F
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,970,000 <u>※ 価格</u> 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

344

件 名	Wi-Fi 通信サービスの利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナ対策として、インターネット環境が無い家庭や幼稚園のためにモバイル Wi-Fi を借り上げ、その通信料を支払う。
選 定 理 由	<p>令和 2 年 4 月の新型コロナ対策による緊急事態宣言を受けて、家庭と学校間で連絡や授業をオンラインで行ったり幼稚園などの通信環境が無い施設で使用するために、令和 2 年 5 月 11 日に下記事業者とモバイル WiFi の利用契約を締結した。</p> <p>現在、児童生徒には LTE 通信可能タブレットを配備しているが、本格的なオンライン授業が始まった際には通信容量が乏しい。また、幼稚園などの通信環境が無い施設でも、オンラインを活用した研修などがある。</p> <p>上記の必要性がある中、新たに通信機器を導入するより、現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できるなど有利と認められる。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	所在地：東京都文京区後楽一丁目 1 番 7 号 名 称：東京ケーブルネットワーク株式会社
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,632,444 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日まで
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

326

件 名	RPA 活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	2年間の RPA 試行導入の結果、導入効果を高めるためには、業務フローの再構築（BPR）を行うことが重要であることが判明した。本業務は、専門的な知見や経験に基づく具体的な助言や技術的支援を得ながら BPR を推進し、RPA の導入効果を最大にすることを目的とする。
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 27 日付 30 千政企画発 0104 号 平成 31 年度開始)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号</p> <p>3 繼続年数 2 年目</p> <p>4 評価 良好的な業務成績のため</p> <p>継続 3 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 3 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社</p> <p>所在地 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号</p> <p>丸の内二重橋ビルディング</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 () 日
※ 契約金額	30,464,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部企画課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

326

件 名	RPA 活用支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	2年間の RPA 試行導入の結果、導入効果を高めるためには、業務フローの再構築（BPR）を行うことが重要であることが判明した。本業務は、専門的な知見や経験に基づく具体的な助言や技術的支援を得ながら BPR を推進し、RPA の導入効果を最大にすることを目的とする。
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 31 年 3 月 27 日付 30 千政企画発 0104 号 平成 31 年度開始)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 8 条第 4 号</p> <p>3 繙続年数 2 年目</p> <p>4 評価 良好的な業務成績のため</p> <p>継続 3 年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和 3 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社</p> <p>所在地 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号</p> <p>丸の内二重橋ビルディング</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 () 日
※ 契約金額	30,464,500 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	OJT推進研修の実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新規採用職員を対象に、管理者・係長・直接指導にあたる先輩職員(以下「チューター」という。)それぞれの役割に応じた、人を育てる組織風土の醸成と、職場全体での計画的・継続的な育成体制づくりを支援する業務。その具体的な手法として、チューター自身のマネジメント能力の向上やモチベーションアップを図るとともに、各管理者がOJT推進者としての役割と職場全体でのバックアップ体制整備者を認識させる研修である。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 平成30年度 (平成30年12月25日付30千政人事発第1098号 平成31年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 繼続年数 2年 4. 評価 良好的な業務成績のため 継続3年目であり業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：ダンズ人材教育研究所 住 所：東京都三鷹市下連雀7-12-21
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	3,199,350 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部 人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

418

件 名	IT 推進支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	IT 推進課の専門的な業務支援を受けるため業務委託を行う。専門性が必要な業務が増大する状況において、資料作成や外部事業者との折衝等の専門的な部分については、外部人材で常駐。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成 30 年度（平成 31 年度開始） (平成 31 年 3 月 20 日付、30 千政 I T 発 0193 号) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3. 繼続年数 2 年目 4. 評価 良好なため 継続 3 年目であり、評価は良好なため引き続き、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 テクノブレイブ株式会社 住 所 千代田区内神田 1-2-8 楠本第 2 ビル 2 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	49,624,575 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	I T 推進課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

167

件 名	(仮称) 六番町偶数番地周辺地区地区計画策定に向けた検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	六番町偶数番地及び周辺地区における地区計画の策定に向けて、 地区内の土地・建物権利者の把握、都市計画図書の作成、説明会等 の開催及び運営支援を行うことを目的とする。
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 平成30年度 (平成31年2月19日付 30千環地ま発第115号) (平成31年3月1日開始)</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱 第8条6号</p> <p>3. 繼続年数 2年</p> <p>4. 評 価 良好的な業務成績のため</p> <p>継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度 においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社都市環境研究所</p> <p>住 所 文京区本郷2丁目35番10号</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	5,203,000 円 (消費税を含む)
履 行 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

156

件 名	介護予防把握事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内高齢者に調査票(介護予防の要否を判定する質問紙)を郵送し、返送者のデータを解析して、生活機能の判定結果や介護予防事業参加勧奨を通知する。
選 定 理 由	<p>本事業は、平成21～23年度に行った東京都包括的支援事業(先駆的介護予防事業)の成果を前提にして、平成24年度に開始した。</p> <p>本事業は調査票の作成と結果の分析にあたり、専門的な観点から考案された質問内容及び解析方法により実施する必要がある。下記業者は、東京都の高齢者医療・保健・福祉行政を研究分野で支えている唯一の地方独立行政法人の研究所であり、平成24年度以降の分析・実施結果・課題を蓄積している。過去の分析結果・課題を本年度の介護予防事業実施に役立てていくため、これまでの個人に関する分析の経過を踏まえた実施結果・課題が不可欠である。これら、一つ一つの条件については、これを満たすものは複数存在するが、すべてを満たすものが1者に限られる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 住 所 東京都板橋区栄町35-2
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	3,421,154 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

279

件 名	外濠公園総合グラウンド修正実施設計業務（第 712 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	五番町（外濠公園総合グラウンド）
概 要	外濠公園総合グラウンドにおける工事設計を行うもので、下記業者が受託した外濠公園総合グラウンド改修整備設計業務（第 714 号）及び外濠公園総合グラウンド修正基本設計業務（第 705 号）にて行った成果品の内容および設計条件が反映された実施設計を行うものである。
選定理由	本業務は、既設計と密接に関連する付帯的な業務であり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、「平成 30 年度：外濠公園総合グラウンド改修整備設計業務（第 714 号）」及び「令和 2 年度：外濠公園総合グラウンド修正基本設計業務（第 705 号）」の受託事業者であり、当初の設計で培った知識や現場状況等に熟知・精通している。さらに、前年度の業務成績は良好である。 したがって、競争入札に付することが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社環研 住 所 東京都千代田区神田錦町一丁目 4 番地 8
※契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※契約金額	10,032,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和 3 年 7 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

419

特命随意契約理由書

件 名	学校生活アンケート「hyper - QU」の実施
種 類	工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「hyper-QU」を実施する。
選 定 理 由	<p>契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、学校満足度調査やいじめアンケートなどの手法等、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、潜在化したいじめ防止等の発覚に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査及びhyper- QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、hyper- QU調査を全校で実施していくべきということになった。</p> <p>これらの調査は、早稲田大学の教育・総合科学学術院の河村茂雄教授が開発したものである。河村教授を著者とした調査用紙の出版やコンピュータ診断を下記事業者が行っており、著作権契約上、他の事業者は実施できない。</p> <p>よって、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指名する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 図書文化社 住 所 東京都豊島区大塚1-4-15
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	4,639,940 円 (消費税を含む) <small>※単位</small> 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

349

件 名	学校等消毒業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ 委託 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校等の消毒業務を実施する。
選定理由	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校等の消毒は、教職員が行っているが、専門的な知識も不十分なため、感染のリスクが大きくなっている。児童、生徒及び園児が安心して学校生活を送れるように、学校等の消毒作業を委託するものである。</p> <p>未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから学校等の早急な消毒が必要であり、そのため、専門的な知識をもつ業者に依頼し、一定の時間に集中して行うことが効果的である。</p> <p>事業の実施にあたり、下記委託事業者の小学校、中学校、幼稚園及びこども園における評価は高い。また、他区における学校等の清掃業務の受託実績もあり、消毒業務も早急な対応が可能である。</p> <p>以上の理由から、令和3年度に限り引き続き下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 高橋工業株式会社</p> <p>住 所 東京都文京区湯島三丁目 26 番 5 号</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	28,634,100 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

350

特命随意契約理由書

件 名	感染症患者移送業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所管内で発生した感染症患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条に基づき移送を行う。
選定理由	<p>患者の移送は、実施を決定次第速やかに行うため、以下の要件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 国土交通省の一般旅客自動車運送業の認可を受けていること。</p> <p>(2) 東京消防庁の患者等搬送事業者認定表示制度の認定を受けていること。</p> <p>(3) 防災救急協会の患者等搬送乗務員基礎講習又は再講習の受講者が従事していること。</p> <p>以上の3点を満たしており、千代田区及び近隣区内で、東京電子自治体共同運営サービスにおいて「114 運搬請負」の「07 一般旅客自動車運送事業」に登録があるのは、下記の業者に限られる。</p> <p>以上の理由から下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 有限会社 喜楽屋</p> <p>住 所 東京都文京区小石川5-39-12</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	8,580,000 円 (税込) <small>* 単位 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	健康推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

481

件 名	環境衛生システムの保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田保健所における環境衛生システムが正常に利用できるように運用保守業務を行う
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 令和2年度 ✓ (令和2年9月3日付2千保生衛発第326号 令和2年度開始)</p> <p>2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条 4号 ✓</p> <p>3. 繼続年数 初年度 ✓ プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	所在地 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-42-5 会社名 日本コンピューター株式会社 東京営業所
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,601,424円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	保健福祉部生活衛生課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

343

件 名	岩井臨海学校実施に伴う大型観光バスの運行業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校 4 年生が行う岩井臨海学校のバス運行業務を行う。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年 8 月 29 日決裁、31 千子指導発 0444)</p> <p>2. プロポーザル延長 令和 2 年度 (令和 2 年 8 月 13 日決裁 2 千子指導発 390 号)</p> <p>令和 2 年度開催予定の夏季オリンピックが令和 3 年度に延期になった。オリンピック期間中はバス需要の増大が見込まれ、調達が難航すると想定したため、令和 2 年度にプロポーザルの延長協議を行った。その結果、下記業者が選定されたため下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	東京都練馬区上石神井 3-16-7 寿観光株式会社
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,695,000 円(税込) <u>※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額</u>
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 7 月 29 日
担 当 課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

268

件 名	議事録作成支援システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	会議や打ち合わせにおいて録音した音声データを基に、音声認識技術を実装したソフトウェアにより自動テキスト化（文章化）するシステムの保守業務（AIエンジンの学習を含む）を行うものである。
選 定 理 由	導入年度：令和2年度 下記事業者は、本システム及び音響機器を導入した事業者である。情報処理システム等の維持管理で、現行のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対応が困難になるなど、業務の履行が達成できない。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 会議録研究所 住 所 東京都新宿区市谷八幡町 16 番
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1792,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部 企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

250

件 名	議場等システム定期保守点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>① 本議場システムは、マイク等の音声管理、電子投票システム等多機能な自治体の議場システムである。</p> <p>② 議場、委員会室の会議録など情報処理システム、有線等を通じて自主放映設備を一体的に管理、運営を行う業務である。</p> <p>あわせて、これらについての保守点検業務である。</p>
選 定 理 由	<p>本会議場は平成 29 年度に、委員会室等は令和 2 年度に、リプレースを行った（導入は平成 19 年度）。</p> <p>本契約は、機器、設備、情報処理システムの維持管理であり、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあることから、同一者以外では責任区分が不明確となる。また、故障発生時の原因究明、故障修理などの対処が困難になるなど、業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社東和エンジニアリング</p> <p>住 所 東京都千代田区東神田 1-7-8</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,381,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	区議会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

264

件 名	旧外神田住宅1・2階部分の権利関係調整業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧外神田住宅（以下「本建物」という。）の1・2階部分で居住や営業等を行う権利者（以下「権利者」という。）の転出に伴う所有物の売買・補償契約等の調整及び支援を行う。
選 定 理 由	<p>本業務は、本建物の1・2階で居住や営業等を行う関係者の権利状況を整理し、低未利用区有財産となっている旧外神田住宅の有効利活用等に対応できるよう、当該関係者の転出に伴う売買・補償契約の調整支援業務を行うものである。</p> <p>資産の買取交渉、買取交渉成立後の契約手続支援業務及び円滑な移転先斡旋業務に対応できることが条件となる。</p> <p>下記業者は、昭和36年、1都3県の住宅供給公社が出資し、建設大臣の許可を経て公益法人として設立した。これまで防災機能・良好な居住整備の確保、土地の合理的利用等を図るため、公共団体と連携し「都市再開発法」による同潤会アパート（大正12年関東大震災復興住宅）の建替え等の市街地再開発事業や「密集市街地整備法」による防災街区整備事業などのまちづくりを推進しており、旧外神田住宅と同様に複雑に権利関係の入り組んだ再開発等を事務局として、権利者の生活再建や合意形成を多数行っている。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限定される。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 一般財団法人 首都圏不燃建築公社 住 所 港区芝浦三丁目9番1号 芝浦ルネサイトタワー17階
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	11,219,800 円 (消費税を含む) <small>※総括的契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日
担 当 課	施設経営課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

266

件 名	旧千代田区公会堂巡回警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	火災等施設の異常及び不審者の侵入の予防、警戒、排除、抑制を行うための巡回警備業務
選 定 理 由	旧千代田区公会堂は、(株)千代田会館ビルディング(以下「会館」という。)との共同建築ビルであり、その全般的な管理は建物管理規約に基づき、会館が統合して行っている。 また、建物全体に係る監視機器装置や総合防災センター及び宿直警備に従事する警備員控室等は会館内に設置されているため、警備業務については会館と一体的に実施する体制となっている。 本件業務については、複合施設の専用部分の警備業務(第三者発注)等の受託者に部分の業務を委託するものである。以上の理由から、会館警備業務を請け負っている下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 共栄セキュリティーサービス株式会社 住 所 千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館内
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	976,800 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	施設経営課
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

263

件 名	旧箱根千代田荘空き家管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	旧箱根千代田荘の空き家管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・機械警備及び週1回の警備員による巡回 ・目視点検等施設内部巡回月2回 ・樹木剪定・除草及び害虫駆除 ・雨水污水槽点検・清掃 ・消防設備点検 ・屋上樋・道路面清掃及び道路面簡易剪定
選定理由	1. 業務開始 平成28年度（競争入札） 2. 本業務受託にあたり、施設に警備用機器類を設置し受託先の警備センターと結んで警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、また、令和2年度の他の業務の成績も良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な管理業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東海綜合警備保障(株) 住 所 伊東市玖須美元和田 716-102
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,505,660 円（消費税を含む） <small>※契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	牛乳空き紙パック収集運搬業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	学校給食 牛乳の空き紙パックを各学校から収集運搬する。
選定理由	<p>下記業者は、区内業者を中心としたリサイクル業者の団体で、清掃事業が東京都から千代田区に移管された年の平成12年3月27日付で、ごみ減量・リサイクル事業推進についての「協定書」を取り交わしている。</p> <p>学校給食から出る牛乳空き紙パックを各学校から資源として回収し、古紙事業者に運び込んでリサイクルするため、業者の団体と契約を締結することにより、回収及び資源化を効率的に行うことができる。</p> <p>契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される。</p> <p>以上の理由により、下記の者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 千代田区リサイクル事業協同組合</p> <p>住 所 千代田区飯田橋2-12-1</p>
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	5,488,560 円 (消費税を含む) <small>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

382

件 名	九段小学校給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校の給食にかかる調理および配送、配膳等業務を委託する。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成28年度（平成29年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 繼続年数 4年 4. 評価 良好的な業務成績のため 5. 更新 令和元年9月12日「指名業者選定委員会」承認 繼続5年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	所在地 東京都台東区東上野一丁目14番4号 会社名 株式会社 東洋食品
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	29,201,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	九段小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う
選 定 理 由	<p>実施場所である九段小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。</p> <p>放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。</p> <p>以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール 住 所 東京都文京区本郷一丁目 20 番 9 号本郷元町ビル 5 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,920,700 円 (消費税を含む) <small>※印を押す場合は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

270

件 名	九段上集会室機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段上集会室における災害・犯罪・事故等を未然に防止するとともに、緊急時における迅速な対応を図り、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	本集会室は、平成 7 年から下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 2 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂一丁目 6 番 6 号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	528,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部 富士見出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

270

件 名	三崎町中継所及び飯田橋車庫機械警備業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	三崎町中継所及び飯田橋車庫における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	三崎町中継所は東京都からの移管(平成12年)以前から、飯田橋車庫は平成12年度から、下記業者製の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和2年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 総合警備保障株式会社 住 所 東京都港区元赤坂1丁目6番6号
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	1,610,460 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 抱 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

307

件 名	九段中等教育学校 学校管理システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他（賃貸借）
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	学校管理システム用ハードウェア及びソフトウェアの保守
選定理由	<p>1 プロポーザル年度 平成 28 年度（平成 29 年度開始） (平成 29 年 3 月 8 日付、28 千中等シ発第 557 号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 4 号</p> <p>3 繼続年数 4 年</p> <p>4 評価 良好なため</p> <p>当システムの構築者であり、継続 5 年目である。本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、評価も良好なため、継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 エスエイティーティー株式会社</p> <p>住所 東京都千代田区神田三崎町一丁目 3 番 12 号 水道橋ビル 8 階</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,798,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

362

特命随意契約理由書

件 名	区営千鳥ヶ淵ボート場管理運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区民及び内外の来場者の余暇活動の一助となるレクリエーション施設として、来場者が安全かつ快適に利用できるよう、運営管理業務を行う。
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 令和2年度（令和3年度開始） 令和3年2月16日付2千地商観発第305号</p> <p>2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号</p> <p>3. 繼続年数 初年度</p> <p>プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 ハイビレッヂ</p> <p>住 所 東京都小金井市貫井南町4-16-2</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	28,021,290 円（消費税を含む） ※総括的契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部 商工観光課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

295

件 名	区内の既築建築物における省エネルギー化の推進業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内の中小既築建築物（事業所、マンション等）を主な対象に省エネルギー診断の受診及びその後の設備改修や運用改善を促し、助成制度等の支援を合わせて実施することで、効果的に低炭素化を推進する。
選 定 理 由	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロポーザル年度 令和元年度 (令和元年3月30日付31千環環政発第280号、令和2年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条 第1号 3. 継続年数 1年 4. 評 価 良好的な業務成績のため 継続2年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 国際航業株式会社 東京支店 住 所：〒102-0085 東京都千代田区六番町2番地
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	6,545,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 環境政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

424

件 名	区立学校施設の施設管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校・番町小学校・お茶の水小学校・神田一橋中学校・旧今川中学校における、夜間・休日の学校施設の目的外使用時の受付対応等、施設管理業務
選 定 理 由	<p>本件は、区立学校施設内における施設の目的外使用時の受付対応等、施設管理業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	19,698,690 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

424

件 名	小学校学童交通安全指導及び来訪者受付業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工 事物品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校及び区立児童館、児童センター等の登校時・下校時における安全確保並びに区立小学校来訪者の受付業務
選 定 理 由	<p>本業務は、区立小学校児童の登校時・下校時における横断歩道での安全確保及び区立小学校の来訪者の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称：公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所：千代田区九段南一丁目6番10号かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
※ 契約金額	51,112,204 円 (消費税を含む) <small>※単位契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	教育委員会事務局 子ども部 学務課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公示項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

4-2

件 名	一番町集会室管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町集会室の鍵の開閉、機械警備の設定・解除、利用者承認書の確認等の集会室管理
選定理由	<p>本業務は、一番町集会室の管理業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項による千代田区指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	3,979,027 円（消費税を含む） <small>※印を示した契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	地域振興部 麻町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

4.2.2

件 名	区有施設等受付管理業務（リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	リサイクルセンター鎌倉橋受付等管理業務
選 定 理 由	<p>本件は、リサイクルセンター鎌倉橋の運営（受付、管理、販売、精算、環境意識の啓発、清掃等）の業務を円滑に行うため、受付等管理を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項による千代田区指定の団体であり、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	81724,672 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

422

件 名	再生自転車販売業務
種 類	物 品：委託
概 要	① 再生自転車の搬入補助業務 ② 再生自転車販売業務 ③ 再生自転車販売実績報告
選 定 理 由	<p>本件は、リサイクルセンター鎌倉橋内において、再生自転車販売業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	183,902 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

422

特命随意契約理由書

件 名	神田公園区民館・内神田集会室受付業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園区民館・内神田集会室の鍵の開閉、利用承認書の確認、忘れ物の管理等の集会室管理
選 定 理 由	<p>本業務は、神田公園区民館・内神田集会室の受付業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	2,729,430 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 <small>※印を押す 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

422

件 名	休日応急診療所案内業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	休日応急診療所の診療業務時間における千代田保健所の開所及び閉所業務、利用者への案内等の業務
選定理由	<p>本件は、千代田保健所（以下「本所」という。）内における休日診療所の業務を円滑に行うため、有人警備による本所の開所と閉所、診療所開設時間内の案内業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,527,530 円（消費税を含む） ※ 半分 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	地域保健課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

422

特命随意契約理由書

件 名	区民集会室管理等業務（子ども発達センター入館業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	子ども発達センターを利用する未就学の乳幼児を連れた保護者の来館が集中する時間帯に、自転車の駐輪や6階への案内等、入館対応を業務委託にて実施する。
選定理由	本業務は、神田さくら館（児童・家庭戦センター）内における子ども発達センターの業務を円滑に行うため、入館業務を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。 また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住所 千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和3年4月 / 日
※ 契約金額	445,273 円（消費税を含む） <small>※単位は契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日 から 令和4年3月31日
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

4-26

特命随意契約理由書

件 名	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務
選 定 理 由	<p>本業務は、神田公園出張所・区民館及び内神田集会室の日常清掃業務を委託するものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「法」という。)の基本的的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき、高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以下の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4階</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,733,066 円 (消費税を含む) ※ 単価のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	神田公園出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

426

件 名	和泉橋出張所・区民館日常清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	和泉橋出張所・区民館の日単位の清掃業務
選定理由	<p>本件は、和泉橋出張所・区民館の衛生環境を保つために日常的な清掃業務等を行うものである。本業務は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第37条第1項に基づき高年齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済及び社会の発展に寄与する目的で設置されている。</p> <p>以上の理由により、契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 公益社団法人 千代田区シルバー人材センター 住 所 東京都千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,548,724 円（消費税を含む） <small>※単年度契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
担 当 課	千代田区役所 和泉橋出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

203

特命随意契約理由書

件 名	区立スポーツセンター汚染廃棄物(高濃度 PCB)処分業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立スポーツセンター内に保管している高濃度 PCB 廃棄物処理を適正に行うために、特定の処理業者に委託する。
選定理由	区立スポーツセンター内に保管している高濃度 PCB 廃棄物は、PCB 廃棄物特別措置法第十条に基づき、適正に処理しなければならない。また、環境事業団体法に基づき、環境事業団体が、国の監督のもと処分施設を設置し、処分業務を行わなくてはならない。法に基づき設置され、高濃度 PCB 廃棄物を適正に処分できるのは、国内で唯一下記の事業者のみである。 以上の理由により下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道 PCB 処理事業所 住 所 北海道室蘭市仲町 14 番地 7
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 / 日
※ 契約金額	23,469,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

235

特命随意契約理由書

件 名	区立学校施設等の機械警備業務（神田さくら館 他 9 施設）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	神田さくら館・昌平童夢館・麹町二丁目公共施設、お茶の水小学校・幼稚園仮校舎、麹町中学校、神田一橋中学校、旧今川中学校、旧永田町小学校、神田保育園および麹町保育園施設における火災・盗難その他の事件事故を防止すると共に、緊急時における迅速な対応を可能にし、利用者・地域住民その他の安全に寄与するため、有線通報設備による警報ができる機械式警備機器を設置し監視を行う。
選 定 理 由	各施設は、神田さくら館が H22 年、昌平童夢館が H27 年、麹町二丁目公共施設が H15 年、お茶の水小学校・幼稚園仮校舎が H14 年、麹町中学校が H24 年、神田一橋中学校が H24 年、旧今川中学校が H22 年、旧永田町小学校が H6 年度、神田保育園施設が H25 年から、麹町保育園が H28 年度から下記業者製の現行の警備用機器類を設置し警備を行っている。 この機械警備用機器の運用は下記業者に限られ、令和 2 年度の業務成績は良好である。履行の安全と機械警備の機密性・保安性を確保し、引き続き円滑な警備業務を継続するため、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 セノン 住 所 東京都千代田区神田須田町 2-3-1 NBF 神田須田町ビル 8 階
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	8,172,816 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

431

件名	区立小中学校 I C T 教育・校務支援システム整備に伴うデータセンターのハウジング
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区立小中学校 I C T 教育・校務支援システムを安全で適切に運用するためには外部サーバハウジングを行い、ネットワーク間の維持保守と機器の賃貸借業務
選定理由	<p>1. 導入年度 平成28年度</p> <p>2. I C T 教育・校務支援システムのサーバ設置にあたっては、区のセキュリティレベルを確保されている下記事業者の施行により、ハウジング、回線接続スイッチの利用を開始した。</p> <p>3. 本業務で、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>なお、本データセンターは本庁舎から徒歩で向かうことが可能な地域に位置しているため、災害時には直接訪問し、重要情報が格納されているサーバの状態を確認することが可能である。</p> <p>以上の条件から、下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 東日本電信電話株式会社</p> <p>所在地 東京都港区港南1-9-1</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	4,867,500 円 (消費税を含む)
契約期間	令和3年4月1日～令和3年8月31日
担当課	子ども部 指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に 対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

402

特命随意契約理由書

件 名	区立小学校の学力達成度調査の問題作成及び集計分析業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校4～6学年国語・社会・算数・理科及び生活実態調査の学力達成度調査を実施する。
選 定 理 由	<p>1 プロポーザル年度 平成30年度（令和元年度開始） (平成31年3月5日付決裁済み 30千子指導発第945号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号</p> <p>3 繼続年度 2年</p> <p>4 評価 良好なため</p> <p>継続3年目であり、令和2年度の業務成績は良好なため、引き続き令和3年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 株式会社 ベネッセコーポレーション 初等中等教育事業本部 住 所 岡山県岡山市北区南方3-7-17
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	44,188,300 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和3年9月1日
担 当 課	指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

385

件 名	区立小中学校 I C T 教育システムのサポート・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	I C Tを活用した授業を実践するためのシステム構築や体制を整える。I C Tの活用方法に精通した支援者を定期的に来校させ、学校の目的や要望に応じたI C T活用の提案や運用サポートを実施する。併せて、システム及び導入機器の保守も行う。
選 定 理 由	<p>1. プロポーザル年度 平成 25 年度 (平成 26 年 3 月 11 日決裁、25 千子指導発第 1008 号)</p> <p>2. 繼続年数 7 年</p> <p>3. プロポーザル延長年度 平成 29 年度（3 年の延長） (平成 29 年 12 月 1 日決裁、29 千子指導発第 750 号) 令和 2 年度（5 か月の延長） (令和 3 年 3 月 25 日 指名業者選定委員会にて承認後)</p> <p>4. 評価 良好なため 更新 8 年目であり、業務成績の評価も良好であるとともに、本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 以上の理由により、令和 3 年度も継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	東京都千代田区岩本町 2-8-8 株式会社システムズナカシマ 東京支店
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	96,857,860 円 (消費税を含む) <small>※ 繰返年額 契約のため、契約金額は支出限度額</small>
契 約 期 間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 8 月 31 日
担 当 課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

403

特命随意契約理由書

件 名	区立小中学校校務支援システムのサポート・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	校務情報化支援システムにかかる各種サーバー、校務支援システムアプリケーション等の調達及び保守・運用等の履行
選定理由	<p>1. プロポーザル年度 平成28年度 (平成28年6月13日、28千子指導発第309号決裁)</p> <p>2. 繼続 5年</p> <p>3. 更新 令和3年3月25日 第23指名業者選定委員会承認</p> <p>4. 評価 繼続6年目であり、業務成績の評価も良好であるとともに、本サービスで、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。</p> <p>以上の理由により、令和3年度も継続して下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法人名 株式会社 JMC 東日本支店</p> <p>所在地 東京都目黒区中目黒1-8-8</p>
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	24,784,768 円（消費税を含む）
契約期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日
担当課	子ども部指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

237

特命随意契約理由書

件 名	区立神保町愛全公園内移植樹木等の保管業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	<p>旧高齢者センター跡地における保育所整備に際して、隣接する区立神保町愛全公園の一部を工事ヤードとするため、当該箇所に存する樹木及び看板等物品（以下「樹木」という。）を移設した。</p> <p>保育所整備工事は、令和4年度まで継続するため、当該期間中は樹木等を公園内に戻すことができないため、移設先の苗圃において保管するものである。</p>
選 定 理 由	<p>下記事業者は、令和元年度見積競争により委託業者として選定された事業者である。当該事業者により、苗圃で樹木等を保管しており、継続して樹木等の管理を行う必要がある。なお、前年度の履行成績は良好である。</p> <p>以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名 称 千代田区神田小川町 3-11-224 インペリアル御茶ノ水 住 所 株式会社ジンダイ千代田支店
※ 契約年月日	令和 3 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,008,860 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	子ども部子育て推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

485

特命随意契約理由書

件 名	区立中学校の学力達成度調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立中学校（麹町中、神田一中）全学年を対象に、国語・社会・数学・理科・英語（英語のみ1学年を除く）の区外の学校と比較した学力調査及び生活実態調査を実施する。
選定理由	<p>本件業務を実施するためには、下記の条件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 高校受験対策なども念頭に置いた、区外の学校との学力達成度比較調査ができること。</p> <p>(2) 学力達成度調査結果と学校生活アンケート（hyper-QU）結果とのデータリンクによる、生徒の学校生活における満足度等と学力との関係が見られること。</p> <p>下記業者は、学校生活アンケート（hyper-QU）の都内唯一の出版社であり、調査結果のコンピュータ診断を実施している業者である。</p> <p>契約の目的を達成するためには、複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件についてはそれを満たすものが複数存在するが、全てを満たすものが1者に限られる。</p> <p>以上の理由から、本契約については下記の事業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社 図書文化社</p> <p>所在地 東京都豊島区大塚1-4-15</p>
※ 契約年月日	令和3年 4月 1 日
※ 契約金額	1,828,440 円（消費税を含む） <small>※単価</small> 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
担 当 課	指導課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

282

件 名	蛍光管・乾電池の処理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区が回収した乾電池・蛍光管を資源化処理する。
選定理由	下記業者は、厚生省より昭和61年2月6日付、環衛22号「使用済乾電池の広域回収・処理計画」により指定された唯一の広域回収・処理センター（その後、蛍光管についても追加されている）である。このため、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	所在地：中央区日本橋堀留町2丁目1番3号 名 称：野村興産株式会社
※ 契約年月日	令和3年4月1日
※ 契約金額	7,469,000 円（消費税を含む） ※ 単位 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。